

令和 6 年 2 月 16 日



令和 6 年能登半島地震 被災地の職員派遣一部変更について

令和 6 年 2 月 8 日に報道発表した「令和 6 年能登半島地震 被災地への職員派遣について」の内容が一部変更となりましたので、お知らせします。

1 変更内容

変更前 住家被害認定調査支援

派遣期間 令和 6 年 2 月 24 日（土）から 2 月 28 日（水）

派遣人数 2 名（土木部 1 名、学校教育部 1 名）

変更後 柏市派遣取り止め

2 変更理由

千葉県調整により派遣取り止め

※なお、下記期間の派遣については予定通りです。

- ・令和 6 年 2 月 12 日（月）～2 月 16 日（金）住家被害認定調査支援
- ・令和 6 年 2 月 18 日（日）～2 月 22 日（木）千葉県調整チーム

※住家被害認定調査とは

災害によって被害を受けた住家の被害程度を認定するための調査です。被災者からの申請を受けて、被災した住家を調査し、被害の程度を認定します。認定結果に基づいて罹災証明書が交付されます。

【本件に関するお問い合わせ先】
柏市危機管理部危機管理政策課
電話 080-2169-3675